

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項及び第33条第3項の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、認定基準を満たさなくなったため、次のとおり認定を取り消します。

令和6年5月14日

京都市長 松井孝治

病院名	所在地	取消日
京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原 町54	令和6年4月1日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)